

枚数	表紙共 12 枚
設計年月	2022年12月

入札番号:5

令和5年度

富山県流域下水道水質等分析業務委託

参考数量調査書

(公財)富山県下水道公社
施設管理課

総括表

委託業務価格	円	消費税相当額	円
設 計 額	円	履 行 场 所	
		高岡市二上字梅田313-3	二上浄化センター
		射水市海竜町23-2	神通川左岸浄化センター
		高岡市四屋地内	四屋浄化センター
		高岡市伏木地内	伏木浄化センター
		履 行 内 容	・二上浄化センター及び神通川左岸浄化センターの 流入水、放流水の水質試験および溶融スラグ、汚泥 等の溶出、含有試験等の分析業務
			・高岡市公共下水道浄化センター（四屋、伏木）の 脱水汚泥の溶出・含有試験の分析業務

委託費用内訳表					
費目	細目	数量	単位	金額	備考
1. 水質等分析業務					
水質分析		1	式		
汚泥分析(溶出)		1	式		
汚泥分析(含有)		1	式		
小計					
2.消費税相当額	税率'10%	1	式		
3.設計額(税込)					

委託業務明細表							備考
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 領		
水質分析(1)							
水素イオン濃度(pH)		0	検体				
生物化学的酸素要求量(BOD)		0	検体				
化学的酸素要求量(COD)		0	検体				
浮遊物質量(SS)		0	検体				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0	検体				
沃素消費量		0	検体				
陰イオン界面活性剤		0	検体				
塩素イオン		0	検体				
窒素含有量		0	検体				
燐含有量		0	検体				
大腸菌群数		0	検体				
フェノール類		0	検体				
銅及びその化合物		0	検体				
亜鉛及びその化合物		0	検体				
鉄及びその化合物(溶解性)		0	検体				
マンガン及びその化合物(溶解性)		0	検体				
クロム及びその化合物		0	検体				
小計①							

委託業務明細表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 領	備 考
水質分析 (2)						
カドミウム及びその化合物		0	検体			
シアノ化合物		0	検体			
有機燃焼化合物		84	検体			
鉛及びその化合物		0	検体			
六価クロム化合物		0	検体			
砒素及びその化合物		0	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		12	検体			
アルキル水銀化合物		84	検体			
ポリ塩化ビフェニル		12	検体			
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン		0	検体			
ジクロロメタン		120	検体			
四塩化炭素		0	検体			
1,2-ジクロロエタン		120	検体			
1,1-ジクロロエレン		120	検体			
シス-1,2-ジクロロエレン		120	検体			
1,1,1-トリクロロエタン		0	検体			
1,1,2-トリクロロエタン		120	検体			
小計②						

委託業務明細表						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 領	備 考
水質分析(3)						
1.3-ジクロロプロパン		120	検体			
クロロエチレン		0	検体			
ベンゼン		120	検体			
チラウム		120	検体			
シマジン		120	検体			
チオベンカルブ		120	検体			
セレン及びその化合物		0	検体			
ほう素及びその化合物		0	検体			
ふつ素及びその化合物		0	検体			
重硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
アンモニア性窒素		0	検体			
1.4-ジオキサン		120	検体			
ニッケル		0	検体			
金属鉄		0	検体			
	小計③					
小計①+小計②+小計③						
端数処理						
合計①						

委託業務明細表

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 領	備 考
汚泥分析(溶出1)						
水素イオン濃度(pH)		0	検体			
生物化学的酸素要求量(BOD)		0	検体			
化学的酸素要求量(COD)		0	検体			
浮遊物質量(SS)		0	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0	検体			
沃素消費量		0	検体			
陰イオン界面活性剤		0	検体			
塩素イオン		0	検体			
窒素含有量		0	検体			
燐含有量		0	検体			
大腸菌群数		0	検体			
フェノール類		0	検体			
銅及びその化合物		0	検体			
亜鉛及びその化合物		0	検体			
鉄及びその化合物(溶解性)		0	検体			
マンガン及びその化合物(溶解性)		0	検体			
クロム及びその化合物		0	検体			
小計④						

委託業務明細表							備考
名 称	摘要	要 数 量	単 位	単 価	金 額		
汚泥分析(溶出2)		15	検体				
カドミウム及びその化合物		15	検体				
シンアン化合物		15	検体				
有機磷化合物		15	検体				
鉛及びその化合物		15	検体				
六価クロム化合物		15	検体				
砒素及びその化合物		15	検体				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		15	検体				
アルキル水銀化合物		15	検体				
ポリ塩化ビフェニル		15	検体				
トリクロロエチレン、トライクロロエチレン		15	検体				
ジクロロブタン		15	検体				
四塩化炭素		15	検体				
1,2-ジクロロエタン		15	検体				
1,1-ジクロロエチレン		15	検体				
シス-1,2-ジクロロエチレン		15	検体				
1,1,1-トリクロロエタノン		15	検体				
1,1,2-トリクロロエタノン		15	検体				
小計⑤							

委託業務明細表						
名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
汚泥分析(溶出3)						
1.3-ジクロロプロベン		15	検体			
クロロエチレン		12	検体			
ベンゼン		15	検体			
チラウム		15	検体			
シマジン		15	検体			
チオベンカルブ		15	検体			
セレン及びその化合物		15	検体			
ほう素及びその化合物		12	検体			
ふつ素及びその化合物		12	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
アンモニア性窒素		0	検体			
1.4-ジオキサン		12	検体			
ニッケル		0	検体			
金属鉄		0	検体			
	小計⑥					
小計④+小計⑤+小計⑥						
端数処理						
合計②						

委託業務明細表							備考
名 称	摘 要	數量	単位	単 価	金 額		
汚泥分析(含有1)							
水素イオン濃度(pH)		0	検体				
生物化学的酸素要求量(BOD)		0	検体				
化学的酸素要求量(COD)		0	検体				
浮遊物質量(SS)		0	検体				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0	検体				
沃素消費量		0	検体				
陰イオン界面活性剤		0	検体				
塩素イオン		4	検体				
窒素含有量		0	検体				
燐含有量		0	検体				
大腸菌群数		0	検体				
フェノール類		0	検体				
銅及びその化合物		8	検体				
亜鉛及びその化合物		4	検体				
鉄及びその化合物(溶解性)		4	検体				
マンガン及びその化合物(溶解性)		4	検体				
クロム及びその化合物		4	検体				
小計⑦							

委託業務明細表

名 称	摘要	要 数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
汚泥分析(含有2)						
カドミウム及びその化合物		14	検体			
シアノ化合物		14	検体			
有機燃焼化合物		8	検体			
鉛及びその化合物		14	検体			
六価クロム化合物		14	検体			
砒素及びその化合物		14	検体			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		14	検体			
アルキル水銀化合物		8	検体			
ポリ塩化ビフェニル		8	検体			
トリクロエチレン、テトラクロエチレン		0	検体			
シクロメタン		0	検体			
四塩化炭素		0	検体			
1,2-ジクロロエタノン		0	検体			
1,1-ジクロロエチレン		0	検体			
ジス-1,2-ジクロロエチレン		0	検体			
1,1,1-トリクロロエタノン		0	検体			
1,1,2-トリクロロエタノン		0	検体			
小計⑧						

委託業務明細表						
名 称	摘要	要 数量	単位	単 価	金 額	備 考
汚泥分析(含有3)		0	検体			
1.3-ジクロロプロパン		0	検体			
クロロエチレン		0	検体			
ベンゼン		0	検体			
チラウム		0	検体			
シマジン		0	検体			
チオベンカルブ		0	検体			
セレン及びその化合物		14	検体			
ほう素及びその化合物		14	検体			
ふつ素及びその化合物		14	検体			
亜硝酸性窒素		0	検体			
硝酸性窒素		0	検体			
アンモニア性窒素		0	検体			
1.4-ジオキサン		0	検体			
ニッケル		0	検体			
金属鉄		2	検体			
	小計⑨					
小計⑦+小計⑧+小計⑨						
端数処理						
合計③						

富山県流域下水道水質等分析業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、水質分析等業務委託の仕様書として、当該業務に必要な事項について定めるものとする。

(法令の遵守)

第2条 受注者は、委託業務の履行にあたり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、計量法（昭和26年法律第207号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係する法令を遵守しなければならない。

なお、最新の法令改正等に従い業務を履行し、履行期間中の改正等については、発注者受注者協議するものとする。

(提出書類)

第3条 提出書類は以下に示すとおりとする。

(1) 業務着手時に提出する書類

- ①業務着手届（様式第16-1号）
- ②業務工程表（様式第17-1号）
- ③管理技術者等届（様式第18-1号）
(管理技術者については社員証の写し、照査技術者については社員証並びに計量法による環境計量士(濃度関係)登録証の写しをそれぞれ添付するものとする。)
- ④計量法による計量証明事業登録証の写し
- ⑤計量証明事業の登録簿の謄本の写し
- ⑥特定毒物研究者許可証の写し
- ⑦計量に使用する計量器の名称、性能及び数を明示した書類
- ⑧分析項目ごとの分析手法（フロー）を示す書類

(2) 業務履行期間中に提出する書類

第6条（分析精度の管理確認）に関する書類

(3) 業務完了時に提出する書類（年度完了毎に提出）

- ①業務委託完了届（様式第20-1号）
- ②調査報告書 1部
- ③調査報告が記録された電子媒体（CD-R等）1式
- ④測定値を記録したチャート紙等の関係資料 1部
- ⑤業務記録写真 1部

（分析項目ごと及び主な分析手順ごとに撮影し、撮影箇所及び説明等を記入しなければならない。なお、同一方法により複数の項目を同時分析するものについて共通する部分の写真は、代表的なものを添付すればその他については省略できるものとする。また、分析を複数回実施する場合は、そのいずれかの分析について記録するものとする。）

(3) その他、調査職員が提出するように指示した書類

(技術者の配置等)

第4条 受注者は、照査技術者に環境計量士を配置し、その他当該業務に関連する技術者を揃え、的確に業務を履行しなければならない。

2 照査技術者は、業務全体の総括責任者として高度な技術を有し、かつ監理能力のあるものでなければならない。

3 環境計量士は、各調査物質等の計量を証明しなければならない。

(業務内容)

第5条 受注者は、別紙「月別予定表」及び「分析検体数一覧」に示す分析項目と検体数を次の各号により行わなければならない。

(1) 分析調査の実施日と分析項目及び検体数

ア) 流入水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

イ) 放流水水質分析

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

ウ) 砂ろ過水

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

エ) 溶融スラグ（溶出試験及び含有試験）

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

オ) 汚泥（溶出試験及び含有試験）

実施日は、別紙参考「月別予定表」に基づき、発注者が指定する日とする。

項目及び検体数は、別紙「分析検体数一覧」とする。

(2) 試料の引渡

発注者が指定した場所とする。

(3) 分析の方法

分析の方法は、以下に示す方法によるものとする。

水質分析

①下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）

②環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）

スラグ溶出試験

土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境省告示第46号）

スラグ含有試験

土壤汚染状況調査の測定分析方法に関する告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）

汚泥溶出試験

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）

を基本とし、目的に適した方法とする。

汚泥含有試験

土壤汚染状況調査の測定分析方法に関する告示（平成15年3月6日環境省告示第19号）

なお、分析方法は最新の改正によるものとする。

（4）容器の保管

受注者は、試料の容器を責任を持って保管し、洗浄して返却しなければならない。

（分析精度の管理確認）

第6条 受注者は、当該業務を実施するにあたり、自ら実施する分析精度の管理に関する書類を提出しなければならない。

（分析結果の報告）

第7条 受注者は、調査実施日から起算して10日以内に分析結果を以下に示す書類で報告しなければならない。また、その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）についても速やかに提出するものとする。

①計量証明書

②水質等分析結果報告書

③その他関連資料（チャート紙、計算根拠等）

2. 受注者は、分析業務にあたり試料ごとに示される基準値を把握しなければならない。

3. 受注者は、各項目基準値を超える水質分析結果が得られたときは、直ちに発注者に連絡しなければならない。

（暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置）

第8条 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（疑義の解釈）

第9条 この仕様書の各事項に疑義を生じた場合、又は定めのない場合は、発注者と受注者において協議してこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、業務を行うために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、管理の業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

乙は、管理の業務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務を行うために取り扱う個人情報を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。委託期間が満了し、又は契約を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後ににおいて、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務停止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、業務を行うために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は隨時、実地に調査することができる。

第10 指示

甲は、乙が業務を行うために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

第11 事故報告

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

管理の業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第13 名称等の公表

甲は、乙がこの協定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し、目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り、個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

R5年度

二上浄化センター、神通川左岸浄化センター及び高岡市公共下水道浄化センター（四屋、伏木）

分析検体数一覧（1ヶ年あたり）

項目	流入水		放流水		砂ろ過水		溶融スラグ	脱水汚泥	乾燥汚泥	高岡市公共下水道汚泥	種別	検体数合計										
							溶出	含有	溶出	含有	含有	溶出	含有	水質試験	汚泥試験	汚泥試験						
	二上	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	二上	神左	四屋	伏木	四屋	伏木	流入放流	溶出	含有			
水素イオン濃度 (pH)																		0	0	0	0	
生物化学的酸素要求量 (BOD)																		0	0	0	0	
化学的酸素要求量 (COD)																		0	0	0	0	
浮遊物質量 (SS)																		0	0	0	0	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量																		0	0	0	0	
沃素消費量																		0	0	0	0	
陰イオン界面活性剤																		0	0	0	0	
塩素イオン													2	2				0	0	4	4	
窒素含有量																		0	0	0	0	
燐含有量																		0	0	0	0	
大腸菌群数																		0	0	0	0	
フェノール類																		0	0	0	0	
銅及びその化合物									2	2	2	2						0	0	8	8	
亜鉛及びその化合物											2	2						0	0	4	4	
鉄及びその化合物（溶解性）											2	2						0	0	4	4	
マンガン及びその化合物（溶解性）											2	2						0	0	4	4	
クロム及びその化合物											2	2						0	0	4	4	
カドミウム及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
シアノ化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
有機氯化合物	6	24	6	24			24	6	6		1	2	2	2	1	1	1	1	84	15	8	107
鉛及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
六価クロム化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
砒素及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
水銀及びその他の水銀化合物	6		6				6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	12	15	14	41
アルキル水銀化合物	6	24	6	24			24	6	6		1	2	2	2	1	1	1	1	84	15	8	107
ポリ塩化ビフェニル	6		6				6	6			1	2	2	2	1	1	1	1	12	15	8	35
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン							6	6			1							0	15	0	15	
ジクロロメタン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
四塩化炭素							6	6			1							0	15	0	15	
1,2-ジクロロエタン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
1,1-ジクロロエチレン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
シス-1,2-ジクロロエチレン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
1,1,1-トリクロロエタン							6	6			1							0	15	0	15	
1,1,2-トリクロロエタン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
1,3-ジクロロプロパン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
クロロエチレン							6	6										0	12	0	12	
ベンゼン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
チラウム	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
シマジン	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
チオベンカルブ	24	24	24	24			24	6	6		1							120	15	0	135	
セレン及びその化合物							6	6	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	0	15	14	29
ほう素及びその化合物							6	6	2	2	2	2	2	2	1	1	0	12	14	26		
ふつ素及びその化合物							6	6	2	2	2	2	2	2		1	1	0	12	14	26	
亜硝酸性窒素																		0	0	0	0	
硝酸性窒素																		0	0	0	0	
アンモニア性窒素																		0	0	0	0	
1,4-ジオキサン	24	24	24	24			24	6	6									120	12	0	132	
ニッケル																		0	0	0	0	
金属鉄											1	1						0	0	2	2	

月別予定表

二上浄化センター 月別予定表

分析回数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当たりの分析項目数
流入水		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 偶数月	11項目
放流水		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	月2回 偶数月	4項目
溶融スラグ	溶出 含有	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 偶数月	11項目
脱水汚泥	含有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	年6回 稼動炉(3,4号炉のいはずれか)	4項目
乾燥汚泥	含有													2	年2回 同上	11項目
														2	年2回	17項目
														2	年2回	17項目

神通川左岸浄化センター 月別予定表

分析回数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当たりの分析項目数
流入水		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 13項目	13項目
海域放流水		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 13項目	13項目
砂ろ過水(放流水)		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	月2回 13項目	13項目
溶融スラグ	溶出 含有	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	年6回 稼動炉(3,4号炉のいはずれか)	24項目
脱水汚泥	溶出 含有													2	年1回 同上	11項目
乾燥汚泥	含有													1	年2回 13項目	24項目
														1	年2回 同上	13項目
														2	年2回 13項目	9項目

四屋浄化センター・伏木浄化センター 月別予定表

分析回数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	分析頻度	1回当たりの分析項目数
脱水汚泥	溶出 含有													1	年1回 同上	24項目

測定期について

※原則第1、3火曜日とする。なお休祭日の時は翌週に移動。

※二上流入放流3項目(有機燃、アルキル水銀、PCB)は2ヶ月に1度(偶数月の後半)とし、流入・放流11項目(ジクロロメタン他)は、月2回測定

※スラグ溶出は2ヶ月に1回(偶数月の後半)

※スラグ含有、汚泥含有、乾燥汚泥含有は半年に1回(8月、2月の後半)